

プリズム管理組合

第 13 回通常総会 議事録

開催日	平成 27 年 6 月 28 日	
開催場所	名称	ビビットスクエア 4 階多目的ルーム
	所在地	船橋市浜町 2-2-7
開催時間	午前 10 時 30 分開始 午前 11 時 40 分終了	
組合員総数および議決権総数	組合員総数 511 名	議決権総数 511 個
出席組合員数および議決権数	出席組合員数 454 名 (本人出席者 41 名 委任状 142 名 議決権行使書 271 名) 出席議決権数 454 個	

定刻、管理規約第 44 条第 5 項の規定に基づき、N 理事長が総会の議長に就任した。

議長は、組合員総数、議決権総数、出席組合員数、出席議決権数について報告を行い、本総会が適法に成立する旨を宣し、議案の審議に入った。

また、本総会の議事録署名人として、出席理事の A 氏と O 氏が議長より指名され、出席者の承認を受けた。

〈 議 事 〉

【第 1 号議案】第 13 期事業報告および収支報告並びに監査報告に関する件

議長の指名により、N 理事長から議案説明書に基づき、第 13 期事業報告がなされ、I 会計理事より第 13 期収支決算報告を行った。

続いて、H 監事より監査報告がなされ、第 13 期の業務執行状況及び財産状況について監査した結果、適正かつ妥当である旨報告がなされた。質疑はなく、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：511（出席者 41、委任状 142、議決権行使書 271、みなし委任 57）

《可決内容》

1. 第 13 期事業報告および収支報告の承認。

【第 2 号議案】第 13 期一般会計剰余金処分案承認に関する件

議長の指名により、T 副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：507（出席者 41、委任状 142、議決権行使書 268、みなし委任 56）

《可決内容》

1. 第 13 期一般会計次期繰越収支差額（平成 27 年 3 月 31 日時点）のうち、5,000,000 円を修繕積立金会計へ繰り入れる。

【第3号議案】管理費・修繕積立金・駐車場使用料の消費税連動化の承認に関する件（特別決議）

議長の指名により、N 理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑はなく、議長が本議案の採決に入ったところ、組合員数並びに議決権総数の 4 分の 3（各 384）以上の賛成にて可決承認された。

賛成：501（出席者 41、委任状 142、議決権行使 263、みなし委任 55）

《可決内容》

1. 消費税が値上げされた時、管理費・修繕積立金・駐車場使用料について、自動的に当該消費税増額分を上乗せ（以下、「消費税連動化」という）する。
2. 管理費・修繕積立金・駐車場使用料以外の月極使用料、月極以外の使用料の消費税連動化については、来年度理事会（または専門委員会）で検討する。
3. 第1項を達成するため、以下の規定を新設または変更する（第4号議案の「管理規約・諸細則の再編成、新設承認に関する件」が承認されるという前提での細則分類、条番である）。

【第4号議案】管理規約・諸細則の再編成、新設承認に関する件（特別決議）

議長の指名により、N 理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑はなく、議長が本議案の採決に入ったところ、組合員数並びに議決権総数の 4 分の 3（各 384）以上の賛成にて可決承認された。

賛成：502（出席者 40、委任状 142、議決権行使 265、みなし委任 55）

《可決内容》

1. 現行の管理規約、諸細則、届け出様式、理事会内規等を整理統合し、管理規約・細則通則・使用細則・管理運営細則に再編成する。
2. あらたに、財務会計細則・組合運営細則を定め、前項の諸細則と統合（以下、統合後の管理規約・諸細則を総称して「管理規約等」という）する。
3. 管理規約等の規定内容は、別冊の通りとする。

【第5号議案】共用部照明のLED化に関する件（特別決議）

議長の指名により、Y 副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑はなく、議長が本議案の採決に入ったところ、組合員数並びに議決権総数の 4 分の 3（各 384）以上の賛成にて可決承認された。

賛成：502（出席者 41、委任状 142、議決権行使 264、みなし委任 55）

《可決内容》

1. 共用部照明器具老朽化に対応するため、器具交換を一括で行う。
2. 共用部照明の器具交換に際して、可能な限りLED化を行う。
3. 共用部照明のLED化に関する費用(20百万円)を修繕積立金会計から取り崩し、支出する。
4. 照明器具および業者の選定を理事会に一任する。

【第6号議案】中庭高木伐採の件

議長の指名により、I 理事から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、質疑応答の後、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：497（出席者 41、委任状 142、議決権行使 260、みなし委任 54）

《可決内容》

1. 衛生面を考慮し、中庭の植栽である立木6本を伐採する。
2. 伐採後はインターロッキングを敷設する。
3. 工事費用は一般会計から支出する。(小修繕)

(主な質疑事項)

質問：高木伐採後の跡地は夏祭り等の有効スペースとして活用するとあるが、夏祭り以外に何か考えられているか？

回答：その他の利用方法について、今後理事会で検討いたします。

質問：別の樹に植え替えるという選択肢はなかったのか？

回答：この中庭は日当たりが悪く、他の樹に替えても枯死することが考えられるため、伐採することになりました。

【第7号議案】第14期事業計画案および収支予算案に関する件

議長の指名により、S理事から議案書に基づき、第14期事業計画案および収支予算案の説明がなされ、質疑応答の後、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：506（出席者41、委任状142、議決権行使267、みなし委任56）

《可決内容》

1. 第14期事業計画案および収支予算案の承認。

(主な質疑事項)

質問：広報費用として昨年と同じ150万円の予算が計上されているが、予算の内容を教えてください。

回答：今期はデジタルサイネージの導入と内向ホームページ作成を予定しています。デジタルサイネージについては、まだ見積りは取っていませんが概ね60～70万円を想定しています。内向ホームページ作成は、昨年の外向ホームページ作成費と同程度の額を、それに保守費用等で、150万円を計上しています。

【第8号議案】第14期プリズムクラブ事業計画案および収支予算案に関する件

議長の指名により、A理事から議案書に基づき、第14期のプリズムクラブ事業計画案および収支予算案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：501（出席者41、委任状142、議決権行使263、みなし委任55）

《可決内容》

1. 第14期プリズムクラブ事業計画案および収支予算案の承認。

【第9号議案】委託契約締結承認に関する件

議長の指名により、O副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：507（出席者41、委任状142、議決権行使268、みなし委任56）

【第 10 号議案】第 14 期管理組合理事選任に関する件

議長の指名により、M 理事から第 14 期役員候補者が紹介され、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：509（出席者 41、委任状 142、議決権行使 270、みなし委任 56）

理事の役職については、互選にて決定することが補足説明された。

A 号室 H B 号室 N C 号室 T D 号室 Y E 号室 N
F 号室 Y G 号室 W H 号室 Y I 号室 I 以上 9 名

第 14 期監事候補者は以下のとおりです。

J 号室 N K 号室 S 以上 2 名

以上の議案をもって本日の議事が全て終了したので、議長は午前 11 時 28 分閉会を宣した。

以上、本総会の議事の経過及び要領並びに結果が正確であることを証するため議事録を作成し、議長並びに議事録署名人はこれに記名押印する。

平成 27 年 6 月 28 日

住 所：船橋市浜町 2-2-1

名 称：プリズム管理組合

議 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印